

決算特別委員会
総括質疑

維新の会の別府建一でございます。

平成 28 年度の決算案並びに関連議案について、維新の会を代表致しまして光本圭祐、楠村信二、そして私、別府建一が総括質疑をさせていただきます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご静聴よろしくお願ひ申し上げます。また、質疑が重複する部分も有ると思いますが我が会派の想いでもありますのでよろしくお願ひ申し上げます。

1.生活保護費について

1 つ目は、生活保護についてお伺いしたいと思います。

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「生活困窮者自立支援法」では、生活保護に至る前段階の生活困窮者を対象とした自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援、就労訓練事業を実施し自立促進を進めておられます。

またこれとは別に従前より生活保護受給者に対する就労支援の取組なども行い生活保護費の軽減を進めてきておられます。

しかしながら、本市の保護人員は平成 27 年 18,451 人、平成 28 年は 18,334 人で 117 人減少していますが、生活保護費は平成 27 年度 330 億 8,580 万円、平成 28 年度 334 億 3,622 万円で 3 億 5,042 万円増加しています。

そこでお伺いいたします。

Q1-1.自立支援事業や就労支援における検証、又生活困窮者から生活保護者になってしまう主な要因についてご答弁ください。

では、不正受給についてお伺いいたします。

不正受給者については、毎年度発生している状況にあります。

そこでお伺いいたします。

Q1-2.何が原因で不正受給が発生しているのか、また不正受給の徴収金への回収対策についてご答弁ください。

生活保護費増加の主な要因は医療扶助費であります。医療扶助費の適正化については、これまでも本市ホームページなどでの呼びかけや指導などの取組を行なっておりますが、しかしながら年々増加傾向にあります。

厚生労働省の調査によりますと平成 26 年 6 月審査分の年齢調整後被保護者一人当たり医療扶助費の中で入院外診療+調剤費が一番低い都市が郡山市の 17,525 円に対し一番高い尼崎市が 30,132 円で中核市 43 市中第 1 位でした。平均値は、24,362 円でした。また、神戸市での取組みは後発医薬品使用促進として、後発医薬品の原則利用化についての説明を行なっています。先発医薬品を希望する理由を確認し、調剤薬局から神戸市薬剤師会へ報告、そして福祉事務所より保護受給者へ後発医薬品の使用について説明、指導を行います。このような指導の取組みが後発医薬品使用促進に繋がっています。

そこでお伺いいたします。

Q1-3.医療扶助費が増加していることについての主な要因と今後の取組についてご答弁ください。

頻回受診や後発薬利用のチェックまた、健康診断ヘルスアップの積極的な取組みなどの対策が急務だと私は思います。

2.民活法人支援事業貸付金回収金について

続きまして2つ目に移りたいと思います。

民活法人支援事業貸付金回収金、いわゆる「株式会社エーリックに対する貸付金の回収金について」お伺いいたします。

この質問は、平成 28 年 12 月議会において会派の久保議員が質問させていただいております。

平成 21 年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことにより地方公共団体の財政状況の開示がなされました。

株式会社エーリックの設立は、平成 3 年です。株式会社エーリックに対する本市の出資比率については、17.41%、出資額は、4 億 5,000 万円で筆頭株主となっております。平成 5 年 4 月、産業育成支援機関として尼崎リサーチ・インキュベーションセンターの開設よりインキュベーション施設としての開設によりインキュベーション施設としての業務も開始してから、現在で 24 年程経過しています。この 24 年間のうち、平成 19 年までの連続 15 期は赤字計上でしたが、平成 20 年度の決算からは単年黒字に転換し、今に至っています。

ところが、本市よりエーリックに対して運転資金として短期貸付金いわゆる一年未満で貸付けています。平成 5 年度から 3 億円の貸付を開始し、平成 8 年度には 6 億 6,000 万円に増額、平成 18 年度から平成 24 年度までは、毎年 8 億円を貸付しておりました。その後、貸付額の減額を行い、平成 25 年度から平成 26 年度には、7 億 8,000 万円、平成 27 年度から平成 28 年度には、6 億 8,000 万円貸付を行なっていました。

この短期貸付は、基本的に 4 月 1 日に貸付を行い、年度末の 3 月 31 日に回収致しております。株式会社エーリックは、年度末の返済資金が必要になりますので、つなぎ融資として市が保有する基金から貸付を行なっております。この 4 月 1 日に回収している公共施設整備基金からの貸付がオーバーナイトと呼ばれるものでございます。このオーバーナイトについては、当局より「一概に違法とまでは言えないものの課題であると認識しておりますが、本市といたしましては過去の経緯等を踏まえつつ、株式会社エーリックの経営改善の状況や市の財政負担への影響を総合的に勘案いたしまして、当面の間、必要最小限の金額の範囲で貸付支援を行わざるを得ないというふうに認識を致しております。」と、当時ご答弁いただいております。

平成 28 年度の短期貸付金の利子は、たったの 0.1%、合わせて補助金 444 万 9,000 円、委託料 143 万円を株式会社エーリックに歳出しています。

そこでお伺いいたします。

Q2-1.平成 29 年度も短期貸付実施されていますか？貸付されているのであればその金額と金利をご答弁ください。また、株式会社エーリックの平成 28 年の決算状況をご答弁ください。

黒字ということですが、この黒字は過去何年、いくら利益が出ていますか？

続いて、お伺いたします。

Q2-2.では、どうすればこの短期貸付をやめることができますか？ その基準をお示してください。また、補助金 444 万 9,000 円から利子分 67 万 8,136 円を差引きしてもまだ補助金の方が株式会社エーリックの手元に 377 万 7,864 円残ります。本市が利子まで補填している状態、つまり客観的にみて実態は短期貸付金を無償提供しているのは、おかしくないですか？ 見解をご答弁ください。

続いて、お伺いたします。

Q2-3.今現在、過去 年利益が続いているのに、短期貸付とオーバーナイトをやめられない理由は何ですか？

続いて、お伺いたします。

Q2-4 では、どうすれば長期貸付に切り替えることが出来ますか？ その明確な基準を教えてください。

いつまでもこのような地方自治にとって望ましくない貸付を続ける事は、いつまでも市民をあざむいていると言わざるを得ません。

早急に改善を行い適正な運営をお願い致します。

3.モーターボート競走事業について

3つ目は、モーターボート競走事業についてお伺いいたします。

本市では、昭和 27 年から競艇事業を実施しており、これまでに事業収益から本市財政に 3,300 億円を超える繰り出しを行なって、まちづくりに貢献してきました。しかし、競艇事業の売上は、平成 3 年度をピークに減少に転じ、景気の低迷やレジャーの多様化等によって厳しい経営状況が続いています。

本市にとっては、競艇事業からの繰り出し金は貴重な自主財源であり、まさに競艇事業の最大の使命は市財政の貢献であります。

モーターボート競走事業については、平成 28 年度より企業会計開始元年にあたります。

そこでお伺いいたします。

Q3-1.平成 28 年度より公営企業会計に変わりましたがどう言ったメリット、デメリットがありますか？ご答弁ください。

続いてお伺いいたします。

Q3-2.本場、場間・場外、電話投票などの売上の粗利益をご答弁ください。

続いてお伺いいたします。

Q3-3. 本場が一番利益率が高いということですが、本場の有料入場者数が毎年約 10%程度低下していますが、この傾向は今後どの様に推計されていますか？
また、今後どの様に入場者数増加の対策をご答弁ください。

続いてお伺いいたします。

Q3-4. 競艇事業の損益分岐点は、幾らになりますか？SG 競走がある時とない時についてお答えください。

続いてお伺いいたします。

Q3-5. 損益分岐点すなわち経費の削減を低下させる方法をお考えされていらっしゃいますか？ご答弁ください。

SG 競走ありきの運営は、将来の競艇事業に先細りを感じます。

来場者の目に見える減少では、競艇場のダウンサイジングを行わないと将来の売上の先細りに対してまた、ランニングコストの経費削減を行わないとまちづくりの貢献に寄与するどころかまちづくりの重荷にならないかと先行きを心配しています。その様にならないよう切に願います。

以上で私の質問を全て終了致します。引き続きまして楠村議員にかわります。ご静聴ありがとうございました。